



自転車での 危険行為について

平成 27 年 6 月 1 日から改正道路交通法の施行により危険行為を繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が義務に！！

信号無視や一時不停止等、特定の「危険行為」を過去 3 年以内に 2 回以上繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

「自転車運転者講習」受講義務の対

象となる危険行為の概要

- ①信号無視
- ②通行禁止道路（場所）の通行
- ③歩行者用道路での歩行者妨害
- ④歩道通行や車道の右側通行
- ⑤路側帯での歩行者の通行妨害
- ⑥遮断踏切への立ち入り
- ⑦左方車優先妨害・優先道路車妨害等
- ⑧右折時、直進車や左折者への通行妨害
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩一時不停止
- ⑪歩道での歩行者妨害等
- ⑫制動装置不備の自転車の運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反

岐阜県警察官 募集中

岐阜県では来年 4 月採用の警察官を募集しています。

【受付期間】

平成 27 年 7 月 31 日（金）から
平成 27 年 8 月 18 日（火）

【試験日】

平成 27 年 9 月 20 日（日）

【試験区分】

◎警察官 A II（男性）（女性）
昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学（短期大学を除く）を卒業又は平成 28 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者

【試験会場】 岐阜会場

【試験区分】

◎警察官 B（男性）（女性）
昭和 59 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日に生まれた者で、大学（短期大学を除く）を卒業又は平成 28 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者を除く

【試験会場】 岐阜・多治見・高山会場

申込み・お問い合わせは、大垣警察署安八交番まで御気軽にどうぞ



台風の季節が やってきました！！

台風の進路

冬や春先に日本付近に接近してくる台風はほとんどありません。しかし夏になると台風が発生する緯度が高くなり、台風が日本本土に上陸するのは多くが 7 月から 9 月です。

暑い夏、キャンプやバーベキュー、川遊びなど水辺で涼を取りたくなる季節です。でも、油断

は禁物。心地よさに気が緩むときに水難事故は起きます。

台風にも備える

- ・水害に備え、側溝や排水溝の掃除をし、水はけをよくしておきましょう。また、屋根、塀、壁などの点検、補強も台風が来る前に普段から行っておきましょう。
- ・ライフラインが途絶えたときの事を想定して、非常用品を備えましょう。
- ・家族で緊急連絡手段とその方法を話し合ひましょう。また落ち合う場所などを決めておくといひでしょう。
- ・家の近くに洪水のおそれのある河川があったり、低地、急傾斜地で水害や土砂災害のおそれがある場合は、事前にハザードマップなどで確認しておきましょう。
- ・ガラスのひび割れや窓枠のガタつきがないか調べ、窓にテープを貼るなどして補強しましょう。

さらに、万が一、窓ガラスが割れた時のために、カーテン等を閉めておくといひでしょう。

- ・増水した用水路は道路との境目が分からなくなっていて、足を取られる恐れがあるため絶対に近寄らないようにしましょう。

